

三豊市農業委員会 8 月定例総会議事録

令和 4 年 8 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 8 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名(農業委員 2 1 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	ー	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	ー
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	ー	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

6 番	大森 学	○	10 番	大森 政信	○	22 番	橋田 守雄	○
31 番	香川 秋訓	○	40 番	筒井 義朝	○	52 番	黒浜 豊	○
66 番	近井 昌宏	○						

2. 署名委員

4 番 笠原 孝弘
2 1 番 岡崎 和朗

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

- 議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 6 号 農地改良に係る届出の件について(報告)
- 議案第 7 号 非農地証明願いの件について
- 議案第 8 号 非農地通知の件について
- 議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
- 議案第 1 0 号 土地改良事業における非農用地区域の協議について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局次長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会8月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。残暑の厳しい毎日が続いております。またコロナの新規感染者が急増しているようです。皆様方においては、このような暑い中、農地パトロールという大役を進めて頂いていると思いますが、暑さには気をつけて頂き、早く終わられて、提出して頂けたらありがたいです。農業においては、今だなかなか農作物の販売価格がとれていない現状かと思えます。早く、うまくバランスがとれないと農業経営が難しい状況になるかと思えます。皆様方にも、地域農業が大変なことになるとういうこと、どうにかしていかないということ、色々な形で伝えて頂ければと思えます。今日の議案の案件はそんなに多くはないですが、スムーズに進行できるようにご協力お願い致します。

事務局次長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は21名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会8月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号4番 笠原 孝弘委員さんと、21番 岡崎 和朗委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号3号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号3号の議案説明をさせていただきます。

〔 議案第2号 番号3を朗読 〕

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2番 番号3号について説明します。譲渡人から、田を処分したいという話がでており、農地を買いいたいという譲受人と親が一致して売買が成立致しました。問題ありませんので、ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号の1件は適当と認め許可することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号2号、番号4号、番号6号から番号7号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号1号から番号2号、番号4号、番号6号から番号7号の議案説明をさせていただきます。

〔議案第2号 番号1号から番号2号と番号4号、番号6号から番号7号を朗読 〕

以上5件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地

法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は以前からこの申請地を借りており、譲渡人が遠方のため売却となりました。譲受人は所有農地を全て作付けしており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

番号2号について説明します。譲受人は以前からこの土地を借りて水稻を作付けしています。この度、譲渡人が高齢の為、農業ができなくなったため売却の話となりました。譲受人は専業農家です。現地は、十分に管理されており、周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。

1 4 番 番号4について説明します。譲渡人と譲受人は他人の関係です。譲渡人が高齢となり、管理が難しくなったため、不動産業者を通じた紹介で、経営規模拡大を目指していた譲受人との話がまとまりました。譲受人は専業農家であり、現地も綺麗に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ないと思えますのでご審議お願い致します。

1 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人は申請地の周辺に家を構えて住んでいましたが、現在は別住所に住んでおり、今回親戚を通じて家と農地を売りたいという話ができました。譲受人は移住して農業をされている方で、農業をされるということでこの件について話がまとまりました。問題なく管理されており、周辺への問題もありません。

番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人の近くにある農地で、購入の話がまとまりました。農地については十分管理ができており、問題ありません。ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号2号と番号4号、番号6号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号と番号4号、番号6号から番号7号は、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事

務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号9号を朗読]

なお、農地区分につきましては全て第2種農地であります。以上9件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件につきましては、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号の議案説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から9号を朗読]

農地区分につきましては、番号3号はJR高瀬駅から300m以内、番号4号は三豊市役所山本支所から300m以内に位置しており、第3種農地に該当します。番号9号及び番号14号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地が原則不許可ですが、番号9号は「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、番号14号は、「既存の施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1に越えないもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地であります。

以上14件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号2号について説明します。譲渡人は、以前もこの申請地の売却の話をしております。譲受人が併せ利用地の資材置き場を拡張したいため、購入することになりました。申請地は、周囲は住宅に囲まれ、周辺への影響もありません。ご審議お願い致します。

1 2 番 番号6号について説明します。譲受人が分譲住宅を建てる予定です。周辺農地への影響もありません。

番号7号について説明します。申請地は譲受人の駐車場に隣接しており、こちらも駐車場にする予定です。区画全て、転用のため問題はないと思います。土地改良区との話もついています。ご審議お願い致します。

1 6 番 番号1 2号について説明します。作業場に使用するという事で、周辺への影響もなく問題ありません。

番号1 3号について説明します。作業場に使用するという事で、周辺への影響もなく問題ありません。

番号1 4号について説明します。譲受人所有の土地に隣接する農地ですが、現在は耕作されておりません。周辺への影響もないと思われるので、ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入ります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号1 4号の1 4件についてお諮りします。
ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号1 4号の1 4件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。1 4ページをお開き下さい。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」のご説明を申し上げます。

[議案第5号 番号1号を朗読]

こちらの土地につきまして、分譲住宅に転用する旨、平成2 9年に許可があったものですが、転用事業者から、工事完了を予定していた令和2年4月3 0日までに全区画の分譲が完了できないため、工事完了期間を令和6年4月3 0日までに、変更したい旨の申請でございます。なお農地区分は第2種農地に該当します。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について委員説明はありません。これより質疑に入ります。ご質問ございませんか？

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の番号1について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について」の1件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。1 5ページをお開きください。議案第6号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地改良に係る届出の件について」、報告申し上げます。農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更を行い、優良な農地に改良することです。規模や事業の内容によって届出が必要となっています。

[議案第6号 番号1号を朗読]

本件につきましては、生産性向上のため、良質土を用いた盛土による整地を行っている旨の内容となっております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について何かご質問ございませんか。

1 2 番 果樹ではなく庭木を植えるための土地として使用してもよいのでしょうか。それを目的として購入できるのでしょうか？

事 務 局 造園の苗木のため、使用しているのではないかという話がありまして、届出人の方には説明をしました。この農地は転用できないことは伝えました。それだったら果樹を植えるということで造成して農地を生かしていくという話でしたので、農地改良という形で申請をだすようにと伝えた次第です。ですので、こちらは果樹を植えるという内容です。

議 長 他にはありませんか。ないようですので議案第6号「農地改良に係る届出の件について」番号1をお諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地改良に係る届出の件について」1件については、受理することと致します。次に進ませていただきます。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地証明願いの件について」ご説明申し上げます。

〔 議案第7号 番号1号から番号2号を朗読 〕

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号は、「他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道・水路等)の用に供する場合」、番号2号は、「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当すると判断されます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて、担当委員さんから説明をお願いします。

1 2 番 番号1号について説明します。このあたりは山林化していたところを使用するというので、整地して使用しています。こちらも整地する予定だそうです。ご審議お願い致します。

2 0 番 番号2号について説明します。農地法以前から宅地として使用されています。ご審議お願い致します。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質問はございませんか？

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号～番号2号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号～番号2号の2件については適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。次に進めさせていただきます。17ページをお開き下さい。議案第8号「非農地通知の件について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第8号 番号1号を朗読 〕

本件につきまして、農業委員会は利用状況調査によりB分類と判定した農地につきましては、総会に諮り、農地・非農地の判断を行うこととなっています。本総会で非農地との議決を頂きましたら、土地所有者に対して非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また県の関係機関や法務局に対し、非農地通知一覧表を送付致します。農業委

員会において、農地基本台帳の整理を行います。よろしくご審議お願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地確認したところ、道の奥へは入っていけず大木が生い茂っております。現状農地から外すのはやむを得ないです。ご審議お願いします。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しなしと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「農地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。18ページから30ページまでの農業者相互の貸借権の決定については件数22件、面積4.79ヘクタールでございます。また農地中間管理機構をかえした一括法式による貸借につきましては31ページから37ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は2.46ヘクタールとなっております。以上利用権の設定34件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひ致議案

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は34件すべて適当とみとめ決定と致します。
次に進ませていただきます。38ページをお開きください。
議案第10号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の説明をさせていただきます。

[議案第10号 を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第10号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、同意することよろしいでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、異議なしと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)
2. 農地法第3条の規定による許可の取消願について
3. その他
 - (1) 9月定例総会について
日 時 令和4年9月20日(火) 午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
9月7日(水)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町:香川政雄	高瀬町:秋山正伸
		山本町:三宅幸一	財田町:山岡正士

閉 会 【 午後 3時30分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____